

一般当座勘定規定

第1条（当座勘定契約の成立）

当金庫は、お客様から当座勘定取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立するものとします。

第2条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第27条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第27条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は当座勘定の開設をお断りするものとします。

第3条（当座勘定への受入れ）

- ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- ②手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- ③証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第4条（証券類の受入れ）

- ①証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ②当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第5条（本人振込み）

- ①当金庫の他の本支店又は他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- ②当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第6条（第三者振込み）

- ①第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第4条と同様に取扱います。
- ②第三者が当金庫の他の本・支店又は他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第5条と同様に取扱います。

第7条（受入証券類の不渡り）

- ①前3条によって証券類による受入れ又は振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、又は振込みを受けた店舗で返却します。ただし、第6条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- ②前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第8条（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れ又は支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第9条（手形、小切手の支払）

- ①小切手が支払のために呈示された場合、又は手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- ②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- ③当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。
- ④前三項の規定にかかわらず、本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が相続の開始があったことを知った後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- ⑤前四項の規定にかかわらず、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

第10条（手形、小切手用紙）

- ①当金庫を支払人とする小切手又は当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
- ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- ③前二項以外の手形又は小切手については、当金庫はその支払をしません。
- ④当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡して下さい。
- ⑤手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- ⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- ⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第11条（支払の範囲）

- ①呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- ②呈示された手形、小切手は、提示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当金庫が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ③手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第12条（支払の選択）

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第13条（過振り）

- ①第11条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- ②前項の不足金に対する損害金の割合は年14.0%（年365日の日割計算）とし、当金庫所定の方法によって計算します。
- ③第1項により当金庫が支払をした後に15時までに当座勘定に受入れ又は振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当金庫が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ④第1項による不足金、及び第2項による損害金の支払がない場合には、当金庫は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- ⑤第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れ又は振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとし、

第14条（手数料等の引落し）

- ①当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができます。
- ②当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。
なお、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が相続の開始があったことを知った後）は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止いたします。

第15条（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第16条（印鑑等の届出）

- ①当座勘定の取引に使用する印鑑（又は署名鑑）は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- ②代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（又は署名鑑）を前項と同様に届出てください。

第17条（届出事項の変更）

- ①手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、又は印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- ②前項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ③第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知又は送付する書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ④当座勘定の開設の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。当座勘定の開設後もこの預金の取引にあたり、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

第18条（成年後見人等の届出）

- ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- ③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- ④前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- ⑤前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

第19条（印鑑照合等）

- ①手形、小切手又は諸届け書類に使用された印影又は署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ②手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第10条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- ③この規定及び別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第20条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

- ①手形、小切手を振出し又は為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの又は手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができます。
- ②前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第21条（線引小切手の取扱い）

- ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（又は届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。
- ②前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。又、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

第22条（自己取引手形等の取扱い）

- ①手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。
- ②前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第23条（利 息）

当座預金には利息をつけません。

第24条（残高の報告）

当座勘定の受払又は残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。

第25条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡又は質入れすることはできません。

第26条（取引等の制限）

- ①当金庫は、預金者の情報および具体的な内容等を適切に把握するために、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- ②日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込み、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- ③第1項および前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- ④第1項から前項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または、経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第27条（解 約）

- ①この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。
- ②当金庫は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。
- ③前項①、②のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - i. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ii. この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - iii. 法令で定める本人確認等における確認事項または第26条第1項もしくは第2項に基づき預金者が回答または届出た事項について預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合
 - iv. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはその恐れがあると合理的に認められる場合
 - v. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - vi. 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- ④当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し又は到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ⑤手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第28条（取引終了後の処理）

- ①この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手又は引受けられた為替手形であっても、当金庫はその支払義務を負いません。
- ②前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第29条（手形交換所規則による取扱い）

- ①この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- ②関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第9条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- ③前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第30条（準拠法、合意管轄）

- ①この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- ②この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第31条（規定の改定）

- ①この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- ②前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- ③前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

(2024. 2. 1 現在)